

配信日時	2/24/2026 4:01:15 PM	送信ID	15897
配信者	横須賀市		
対象サービス	全サービス		
対象地域	全地域		

件名
就労系障害福祉サービスの在宅利用について
本文
<p style="text-align: center;">事務連絡</p> <p style="text-align: center;">令和8年(2026年)2月24日</p> <p>市内就労系障害福祉サービス事業所 管理者 様</p> <p style="text-align: center;">横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課</p> <p style="text-align: center;">就労系障害福祉サービスの在宅利用について(通知)</p> <p>日頃より本市の障害福祉行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。</p> <p>就労系障害福祉サービスの在宅支援の取り扱いについては、令和4年2月1日付横福障第371号「就労系障害福祉サービスの在宅支援について」により通知していますが、今般、事業所から就労系障害福祉サービスにおける在宅利用に関する届出書(以下「届出書」という。)の提出がないまま、在宅利用を開始し、請求を行った事例がありました。</p> <p>そのため、改めて当通知をご確認いただき、適切な手続きを行いますようお願いいたします。あわせて、国保連への請求時において、データとして添付するサービス提供実績記録票の備考欄に「在宅支援もしくは在宅訓練」と記載をお願いいたします。</p> <p>本市に届出書の提出がなく、「在宅利用」として請求を行った場合は、原則、請求を認めませんので、ご注意ください。</p> <p>なお、在宅訓練の届出書は電子申請システムによる提出が可能です。詳しくは以下をご参照ください。</p> <p>○訓練等給付にかかる報告書等の提出(横須賀市ホームページ)</p> <p><a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2625/kunren.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2625/kunren.html</a></p> <p>○資料の掲載場所</p> <p>「障害福祉情報サービスかながわ」⇒「文書／カテゴリ検索」</p> <p>⇒「5. 横須賀市からのお知らせ」⇒「1. 横須賀市からのお知らせ」</p> <p><a href="https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=14&amp;id=41">https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=14&amp;id=41</a></p> <p>【事務担当】</p> <p>届出書に関すること 障害サービス担当 電話 046-822-8249</p> <p>請求に関すること 給付係 電話 046-822-9488</p>